

官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針

平成 26 年 5 月 21 日

一部改正：平成 29 年 3 月 22 日

一部改正：平成 30 年 3 月 9 日

一部改正：平成 31 年 3 月 8 日

一部改正：令和 2 年 3 月 3 日

一部改正：令和 4 年 2 月 9 日

官民競争入札等監理委員会

1. 趣旨

事業の趣旨・目的、アウトカム（当該業務で目指すべき成果）を明示するようにすること。また、新規参入者にも事業の目的等が伝わるよう配慮すること。

2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法¹第 9 条第 2 項第 1 号、第 14 条第 2 項第 1 号）

公共サービス改革基本方針（以下「基本方針」という。）第 2 章第 2 節 2（1）の規定を踏まえ、対象公共サービスの実施を担う民間事業者の創意工夫が最大限発揮されるよう、次に掲げる事項について定めること。

(1) 対象公共サービスの詳細な内容

- ① 民間事業者が、対象公共サービスの具体的な業務内容を明確に理解するため、対象公共サービスの実施プロセスを分析の上、業務区分や工程を明らかにすること。特に長期間にわたり特定の者が受注していた事業については、実施すべき業務が仕様に明記されているか、仕様書に記載されていない業務がないか留意すること。
- ② 業務内容を、当該業務に従事している者以外の者にも理解できる用語や表現により、具体的な行動や客観的な数値の形でわかりやすく記述すること。また、施設の概況が対象公共サービスの業務内容と密接に関連する場合は、冒頭に「施設の概要」を項目立てし、施設の規模等の情報を記載すること。
- ③ 業務の実施方法やスケジュールについて、民間事業者の裁量の余地を残さない詳細な仕様を指定したり、各種の制限を設けたりしないようにし、また、創意工夫を発揮する観点から、性能発注や入札時の企画書などによる入札参加者からの改善提案（代替提案）の導入について検討すること。その際、アウトカム（当該業務で目指すべき成果）を明示するようにすること。（従来の実施体制や実施方法の情報の開示については 8.（2）参照。）
- ④ 対象公共サービス実施中に、委託元である国の行政機関等から民間事業者に個別に指示を下したり、委託元の事前承認を求めたりする規定を設けないこと。業務の性質上、やむを得ずそうした指示等を行う場合でも、委託元が民間事業者の従業員を直接指揮命令することは避けること。（民間事業者と国の行政機関等との間の報告については 12.（1）参照。）
- ⑤ 民間事業者の業績について国の行政機関等が監督・協議を行うため、対象公共サービスの実施状況等に関し、民間事業者と委託元である国の行政機関等が行う情報交換・協力・連携の具体的方法等について記述すること。（民間事業者と国の行政機関等との間の情報交換・

¹本指針において、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）を「法」という。

連携・協力については 12. (1) 参照。)

- ⑥ 業務開始及び業務終了の際の引継方法（国の行政機関等からの情報提供と民間事業者のノウハウの整理を行うこと、設備・備品等の取扱い（国有財産である設備の原状回復をするか否か）、引継期間、必要に応じ、後継者への引継ぎの方法・期間やその費用負担等）を定めること。（国有財産の使用及び民間事業者が持ち込む設備・備品等については 8. (2)、9. (1) 参照。）
 - ⑦ 市場の規模や事業の特殊性・専門性を踏まえて包括委託あるいは事業の分割を検討すること。包括化等を検討する際は、包括あるいは分割後の当該事業について受託可能な事業者が複数見込めるものとする。
 - ⑧ 官民間の適切な役割分担について検討すること（官でなければ実施困難な特殊な業務が含まれていないか等）。
- (2) 確保されるべき対象公共サービスの質
- ① 対象公共サービスの質は、国の行政機関等が民間事業者に要求する対象公共サービスの達成目標として定めるものである。そのため、当該事業の政策目的を具体化するような客観的・定量的な指標によって表すことが望ましい。定量化できない事項を定性的な達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について可能な限りわかりやすく記述すること。
 - ② 対象公共サービスの質として達成目標を定めるに当たっては、次の点を考慮すること。
 - イ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づく事業評価や実績評価で採用されている指標などを使用するなどにより、当該事業の対象である利用者にとっての利便性や、当該対象公共サービスが生み出す性能や成果をサービスの質ととらえることを基本とすること。対象公共サービスの実施体制や実施方法、委託元である国の行政機関等にとっての利便性を対象公共サービスの質として定めないこと。また、性能発注や入札時の企画書などによる入札参加者からの改善提案（代替提案）を認める場合は、アウトカムを明示すること。
- (注) 1 施設管理の達成目標の例として、定性的な「利用者が中長期的に施設を利用可能にするために経年劣化する当該施設の中長期的な現在価値を高めていく」趣旨の目標を設定することは可能である。
- 2 実施体制や実施方法は、国の行政機関等による従来の実施状況等で開示された情報（8. (2) 参照。）を参考に、民間事業者側が自ら定めるものとする。
- ロ 民間事業者に付与された権限や責任範囲によっては達成できない事項に関するものであってはならず、必ず当該権限や責任範囲と合致したものとする。
 - ハ 国の行政機関等による従来の実施の際の達成水準やその費用及び費用対効果との分析が可能となるようにすること。従来水準が達成されれば十分と考えるのか、従来より達成水準を向上させようとするのかなど、目標設定に当たっての基本的な考え方を明示し、それに応じた適切な達成目標を設けること。また、契約期間の終了により、官民競争入札又は民間競争入札（以下「官民競争入札等」という。）を新たに行う場合は、必要に応じ、達成目標の設定の見直しを行うこと。
- ニ 事業実施期間中において、事業に関連する制度改正等により達成目標を変化させる必要がある場合は、その内容を定めること。
- ③ 事業実施中の対象公共サービスの達成水準を計測するためのモニタリングの方法（計測方法・計測時期）を定めること。その際、次の点を考慮すること。
 - イ 官民競争入札等の導入により、モニタリングのためのコストが過大とならないように

配慮すること。また、モニタリングの対象項目の設定に当たっては、民間事業者の業務の範囲内とすることとし、民間事業者による対象公共サービスの達成水準の計測が可能な頻度・タイミングでモニタリングすること。

ロ モニタリングの方法として、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく事業評価や実績評価で採用されている指標など国の行政機関等が従来から採用している指標を用いることが考えられる。

ハ モニタリングの結果が、民間事業者による事業の達成状況を示すこととなるため、民間事業者が対象公共サービスの指標の数値を恣意的に操作できないような仕組みや方法によること。

ニ アンケート調査を実施する場合には、事業の目的や設定した質を踏まえて調査項目を設定すること。項目に受注者の責によらない要素を含めないようにすること。

また、アンケート用紙（質問事項）を実施要項中に明示するとともに、アンケート用紙の回収方法や目標回収率についても定めること。

ホ 国の行政機関等が従来から採用している指標やアンケート調査によるモニタリングのほか、民間事業者及びモニタリングする国の行政機関等の意見をモニタリングの参考情報とすることが考えられる。

（注）施設管理の達成目標の例として、定性的な「利用者が中長期的に施設利用が可能となるために経年劣化する当該施設の中長期的な現在価値を高めていく」趣旨の目標を設定した場合、民間事業者が施設劣化・不備の指摘や改善提案を何回行ったのかという情報以外に、どのようなタイミングでどのような指摘や提案であったのかという意見が重要となるものと考えられる。

(3) 委託費（請負報酬）の支払い

① 対象公共サービスの内容と達成水準に応じて、委託費（請負報酬）の支払方法を定めること。その際、次の点を考慮すること。

イ 委託費の支払方法としては、一定期間の事業実施への対価として一定額を支払う方式（総価方式）や、事業の量や成果に連動（比例）して支払う方式（単価方式等）などがある。どのような支払方法で委託費を支払うのかをわかりやすく記述すること。

ロ 委託費の支払時期やタイミングを明確に定めること。その際、業務の実施方法やスケジュールとの整合性をとること。また、対象公共サービスを実施するにもかかわらず委託費を受け取れない期間が長く、過大な運転資金の負担を課すこととならないように、民間事業者の負担軽減に配慮すること。

ハ 対象公共サービスの設定された達成水準を満たしていない場合は、委託費の支払いを一時保留することができることなど、達成水準の確保に向けた国の行政機関等と民間事業者の間の手続を定めておくこと。

ニ 事業実施において、委託費のほかに民間事業者側に収入が発生する場合には、その内容を明記すること。

② 民間事業者の責に帰すことができない事由により、事業内容や業務量などが変動したり、追加的な業務が発生したりする場合に、委託費の調整（増減）を行う基準や手続、また、国の行政機関等と民間事業者が追加費用や経費を分担する基準や手続をあらかじめ定めておくこと。その際、税制度の新設・変更による費用負担についても明示すること。

③ 民間事業者の自発的な努力により、対象公共サービスの達成目標を上回る成果をあげることが望まれる場合などには、委託費の増額措置（インセンティブ）を設けることが有効である。また、民間事業者が緊張感を持って事業遂行に当たるためには、対象公共サービスの

達成目標を下回る場合には、一定条件の下で委託費を減額する仕組みを設けることも考えられる。これら委託費の増減額を行う場合には、次の点を考慮すること。

イ 増減額は、対象公共サービスの達成水準を客観的に示す定量的な指標と連動させるなど、第三者から見ても納得できる明確な基準・事由に基づいて行うこと。

ロ 増減額を開始する対象公共サービスの達成水準、増減の金額や割合及び増減額の対象となる委託費の範囲などを明確にするとともに、必要に応じ増減額の上限を定めること。

ハ 増額に関しては、前提として、適切な予算措置等の財源の確保を検討しておく必要がある。対象公共サービスの達成水準の向上によって生じる増収分をそれに当てる場合は、その旨明示すること。

ニ 減額に関しては、民間事業者の意欲を著しく削ぎ、かえって契約関係からの離脱を促すような内容とならないよう留意すること。また、減額の実施を契約解除の要件とする場合には、そのための手続を定めること。

3. 実施期間に関する事項（法第9条第2項第2号、第14条第2項第2号）

事業期間の設定については、初期投資を回収する期間等への配慮、国の行政機関等の入札手続のコスト、人件費や物価等の市況を踏まえ設定すること。

なお、契約期間が長期に及ぶことにより、人件費等のコストの予見が困難になる場合は、事業期間の短縮を検討すること。

他方、競争環境を維持し、対象公共サービスを不断に見直す観点からは、実施期間が過度に長期となることは適切ではない。このため、法第30条において特例が設けられた国庫債務負担行為の年限に留意しつつ、対象公共サービスの内容等に応じ適切な期間を定めること。

なお、委託元である国の行政機関等の組織改変や事業の見直し、対象公共サービスに係る制度改正等により、対象公共サービスの内容や目標の達成水準が大きく変動すると見込まれ、かつ、そのような事情変更後の対象公共サービスの在り方が実施要項策定段階では不明確な場合がある。そのような場合には、その時期を避けて実施期間を設定することとせざるを得ない。

4. 入札参加資格に関する事項（法第9条第2項第3号及び第3項、第14条第2項第3号及び第3項）

(1) 広く一般の参加による競争を実施することが重要である一方、全く無制限に参加を求めた場合、公共サービスの適正かつ確実な実施が確保されないおそれがある。

このため、法第10条において、

- ① 全ての対象公共サービスに共通して適用される欠格事由（法第10条（第11号を除く））
- ② 個々の公共サービスの内容に応じて、必要な場合に法令の特例として規定される入札参加資格（法第10条第11号）

が設けられている。

(2) 本項は、実施要項において、対象公共サービスの内容等に応じて入札参加資格の制限を、法第10条に追加的に設定するものである。入札参加資格を追加的に制限するものであるから、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ最小限の資格制限でなければならない。

(3) 入札参加資格がないと判断されれば直ちに失格となるので、入札参加希望者の納得を得る観点から、客観的に証明できる事項のみを入札参加資格として定めるようにする必要がある。

- ① 評価の分かれる可能性がある事項（対象公共サービスの実施体制や事業実績に関する事項など）は、原則的に落札者を決定するための評価の基準におけるサービスの質に係る得

点項目（詳細は「6. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」参照。）として位置づけるようにすること。

- ② 競争参加資格の一定の等級を有することを入札参加資格とする場合であって、より多くの入札参加者を確保する必要があると見込まれる場合は、通常より下位の等級まで含めることも検討すること。
- ③ 特に契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合は、前回の入札状況を踏まえ、必要に応じ、入札参加資格の見直しを行うこと。
- ④ 必要に応じてグループ（共同事業体）による入札参加に関する諸規定を設けることとし、その場合の入札参加資格についても定めること。その際、入札参加資格を精査し、必ずしもグループの代表者と構成員の全てに求める必要のない入札参加資格についてはグループの代表者のみに求めることとし、グループのその他の構成員については必要最低限の入札参加資格とすること。
- ⑤ 税の滞納がないこと、労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないことについて、入札参加資格とすること。
- ⑥ 実施要項に定める業務を実施する上で保有していることが必須となる法的資格等については、原則的に入札参加資格とすること。その際、入札参加資格ではないが資格証明が必要なものは、区別して記載すること。
- ⑦ 財務的基盤について、経営状況が極度に悪化していないことなど、客観的に判断し得る事項については、原則的に入札参加資格とすること。
- ⑧ 入札参加資格として特定の認証資格の取得を求める場合、特定の資格に限定せず、他に発注者が求める能力を証明しうる方法がないか検討すること。
- ⑨ 入札参加資格として、当該事業に必要な程度の資格を求めているか・過大な資格を求めているか検討すること。

- (4) 実施要項の作成作業に、対象公共サービスの分析などのためにコンサルタント等を活用する場合において、競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係るコンサルタント業務に関与する者でないことを入札参加資格とすること。外部有識者を含む評価委員会を活用する場合（下記 15. (2)参照。）においても同様に、委員及び委員が属する民間事業者でないことを入札参加資格とすること。

なお、以上の場合には、当該コンサルタント等と契約し、又は、委員に任命する前に、当事者に対して対象公共サービスに係る入札参加が制限される旨を確認しておく必要がある。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第9条第2項第4号、第14条第2項第4号）

入札に関する基本的な事項（総合評価方式の採用、入札単位等）を記載した上、入札手続（スケジュール）や入札書類などについて定めることとする。なお、入札の競争性を高めるため、入札参加が見込まれる者等について市場環境を把握するとともに、実施要項決定の前後において入札に関する周知・広報を積極的に行うこと。

(1) 入札手続（スケジュール）

実施要項の公表（入札公告）から契約締結（事業開始）までのスケジュールを示した上で、必要に応じ、入札手続の各段階について説明すること。

- ① 入札書類の作成のための時間を十分に確保すること。
- ② 入札書類の提出前に、入札参加希望者からの実施要項や入札説明書に関する質問期間を

設けること。また、競争条件を損なうことがないように、質問への回答や情報提供は原則として一般に公表すること。ただし、公表することにより質問者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合（仕様書等に対する改善提案（上記2.（1）③参照。）に関する質問の場合など）は、質問者の意向を聴取した上で、公表しないよう配慮すること。質疑応答は複数回実施するようにすること。

- ③ 仕様書等に対する改善提案を認める入札については、提案者が企画書において的確な提案を行えるように、企画書提出前に、改善提案の採用の当否に係る審査を行い、その結果を通知すること。
- ④ 入札参加希望者の参考情報として、できる限り従来の仕様書や業務マニュアル等の情報も開示すること。
- ⑤ 事業の目標を明確に伝え、官民間におけるコストやリスク分担の認識の相違等を防ぐ観点から、公平性・透明性に留意しつつ、入札説明会を実施する等実施要項等入札に関する説明や質疑応答を適切に行い、発注者の意図や評価のポイントなどが十分伝わるようにすること。

委託元である国の行政機関等の施設・設備等を民間事業者を使用させる場合は現場説明会を開催すること。

入札説明会や業務説明会等入札参加希望者の参加を求める際は、申込みの締切りを開催日の直前とする等可能な限り配慮するものとする。

- ⑥ 入札公告から事業開始までのスケジュールに、民間事業者が請け負う場合の民間事業者への事業の引継ぎや、必要に応じて研修等を行うことを含めた引継期間を十分に設けておくこと。

(2) 入札書類

入札参加資格の審査のための書類、入札金額を記した入札書及び事業計画や実施体制などを提案する企画書など、入札に当たって入札参加者が提出すべき書類について定める。

- ① 入札参加資格の審査のために要求する書類の種類については、審査のために必要な範囲内にとどめるようにする。過度な資料提出要求は、結果として民間事業者の参入意欲を減退させ、入札の競争性の確保に支障を来す。
- ② グループ（共同事業体）による参加の場合は、グループ内部の役割分担に関する協定書など関連書類の作成・提出を求めること。
- ③ 入札金額の内容・範囲を明示すること。必要に応じ、入札金額の算出にあたって必要となる算式や予定数量を明示すること。
- ④ 入札参加者が必要かつ十分な内容の企画書を準備できるよう、企画書への記載内容を明示すること。また、必要に応じ、企画書の様式を示すとともに、添付を求める資料についても明示すること。
- ⑤ 暴力団排除手続に関連する提出書類等については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」（総務省官民競争入札等監理委員会事務局発出事務連絡、平成28年5月2日改定）を参照すること。

(3) その他

特に競争性に課題があるとして市場化テストを継続している場合、応札者以外の民間事業者などにヒアリングを行い、どの点が参入に当たっての障壁となっているか等を把握するよう努め、次期実施要項の策定に反映するようにすること。

6. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第9条第2項第5号、第14条第2項第5号）

入札参加者から提出された企画書に関する評価項目や評価基準、評価項目ごとの得点配分、総合評価点を求める算式（除算方式、加算方式など）及び官民競争入札の場合の入札価格の調整に関する事項などについて定める。

なお、契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合は、既実施事業の実施状況を踏まえ、必要に応じて、評価項目、評価基準等の見直しを行うこと。

また、施設の管理・運営、試験実施、統計調査及びOA関係（LANの運用管理）の4業務については、別紙1～4「実施要項標準例」を参考に評価項目、評価基準等を検討すること。

(1) 評価項目等の設定

- ① 評価項目は、対象公共サービスの目的・内容に応じ、業務上の必要性等の観点から、必須項目（基礎点項目）と加点項目に区分して設定する。
- ② 必須項目については、項目ごとに最低限の要求要件を示し、提出された企画書の内容を評価する。この要求要件を満たしていないものは不合格（失格）とする。
- ③ 加点項目については、要求要件以上の実施が可能か否かについて、提出された企画書の内容を評価し、項目ごとに評価に応じて得点を与える。
- ④ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。また、必要以上に必須項目における得点（基礎点）が高くなるよう留意すること。

ただし、民間事業者の創意工夫の余地が比較的少なく、実施要項に定める業務を厳格に実施することが求められるような事業については、必須項目における得点を加点項目における得点に対し高く配分することも考えられる。

- ⑤ 国の行政機関等が要求する対象公共サービスの達成水準の維持向上に直接つながる提案を入札参加者が行うよう、対象公共サービスの達成水準として設定した事項と関連する形で評価項目や評価基準を設定すること。
- ⑥ 従来の実施方法そのままの内容の提案よりも創意工夫を最大限発揮した提案の方が高く評価されるように、評価項目や評価基準を設定し、また、評価において重視するポイントを明示すること。なお、対象公共サービスについて、これまで民間委託を行ったことがある場合には、その際の経験を十分に踏まえること。

(注) 例えば施設管理業務の場合、経費負担が一般に重くなっているエレベーターの保守等及び点検業務の効率化を評価項目とし、メーカー系整備会社以外の整備会社の選定の方法や外注の方法、メーカー系整備会社に外注すべきエレベーターの限定の方法等を応募者に積極的に提案させることが考えられる。

- ⑦ 評価項目や評価基準の設定に当たっては、入札の競争性の確保及び効果的な総合評価を実施するため、次の点を考慮すること。

イ 同一又は類似の分野における実績及び官公署との契約実績を過度に高く評価しないこと。当該実績の有無を評価項目として設定する場合には、加点項目として位置付け、民間事業者の新規参入の障壁とならないよう留意すること。

ロ 民間事業者の創意工夫や能力の発揮を期待する項目については、加点項目として得点配分を大きくすることが考えられる。また、創意工夫等の程度を判断する項目については、評価に応じ得点に差を設ける等、評価の基準を明らかにすることが望ましい。

ただし、コスト削減に係る提案を求める場合には、価格点との二重評価となっていないか、民間事業者の積極的な企画提案の妨げ及び入札参加を躊躇させる誘因となっていないか等に留意する必要がある。

⑧ その他、対象公共サービスの達成水準として設定した事項と直接関連しない場合もあるが、対象公共サービスの内容に応じ、より適切な提供を確保する観点等から、例えば以下のような評価項目を設定することも考えられる。

イ 財務的安定性

ロ ガバナンスに係る取組（コンプライアンスの徹底及び社内管理体制整備・運用状況等）

ハ 応募者の社会性（社会貢献活動の実施状況、障害者の雇用状況、男女共同参画に対する取組、ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る取組等）

入札参加資格／必須（基礎点）項目／加点項目の基本的な考え及び主な項目例

<p>入札参加資格</p>	<p><u>入札に参加するために求められる資格要件を示すもの。</u> （主な項目例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く）に該当するものでないこと。 ・ 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。 ・ 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。 ・ 当該省庁より指名停止を受けている期間中の者でないこと。 ・ 当該省庁競争参加資格（全省庁統一資格）の等級の指定。 ・ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。 ・ 業務遂行上、保有していることが必須となる法的資格等の指定。
<p>必須項目 （基礎点）</p>	<p><u>実施要項に定める業務について、企画書で示された提案内容が最低限の要求要件を満たしているか否かを評価するもの。</u> （主な項目例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画は、●●省の示す要件が満たされているか。 ・ 業務を遂行可能な人員が確保されているか。 ・ ●●省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか。
<p>加点項目</p>	<p><u>実施要項に定める業務について、企画書で示された提案内容が最低限の要求要件を超えて、より効果的かつ効率的なものになっているかを評価するもの。</u> （主な項目例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画を効率的に実施するための工夫が示されているか。 ・ 作業量に見合った増員等、人員の配置に柔軟に対応する工夫が組織的に構築されているか。 ・ 効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。 ・ 質の向上に寄与する付加的な資格等を保有しているか。

(2) 評価方法

① 国の行政機関等は、まず、対象公共サービスの内容、特性等に応じ何を重点的に評価するのか等評価方針を検討した上で、評価方法（採点方法、採点基準等）を明示する。

② 質と価格の評価の配点割合の在り方等については、除算方式（サービスの質の得点（基礎

点＋加点)を入札価格で除算した値をもって総合評価とする方式)における基礎点と加点の配分の見直し、加算方式(サービスの質の得点と価格の得点を加算した値をもって総合評価とする方式)の採否等も含め、各方式の特性を考慮しつつ、過去の事例に加え施設の管理・運営、試験実施、統計調査及びOA関係(LANの運用管理)の4業務については、それぞれ別紙1～4「実施要項標準例」を参考に、多様な方法を検討すること。

③ 委託費が総価と単価の複合である場合や複数の単価を用いる場合には、総合評価点を求める算式において業務量に関する予定数量を示す必要があるが、予定数量を設定するに当たっては入札参加者間に不公平を生じさせないよう適切に行うこと。

④ 官の入札価格については、法令に基づく予算決算制度及び会計制度に基づいて、民間事業者とは異なった方式等により算定される。これらの点を含め、入札価格を評価する際には、官民間の入札価格の調整に関する定めを置き、競争条件の均一化を図ること。(「官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針」(平成18年9月5日官民競争入札等監理委員会決定)参照。)

(3) 総合評価落札方式以外の落札者決定方式の適用

現状では技術が未成熟であり、提案書の評価基準が技術的に設定困難である事業や、民間事業者の創意工夫に大きな差が生じにくいと想定され、提案書を一定の水準で適否判定することに妥当性がある事業については、別紙5「総合評価落札方式以外の落札者決定方式の適用」(平成23年9月26日官民競争入札等監理委員会決定)に基づき、総合評価落札方式以外の落札者決定方式の適用を検討すること。

(4) 落札者の決定等の公表

入札過程の透明性等を確保するため、落札者の決定後、入札参加者から提出された企画書の評価結果、入札金額及び総合評価の結果、落札者の決定理由等を公表することなどを定めること。(基本方針第2章第2節2(2)②参照。)

(5) 落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて、直ちに再入札を行うことや、入札条件を変更した上で再度公告入札を行うことなどを記載すること。(基本方針第2章第2節2(2)③参照。)

7. 官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項(法第9条第2項第6号)

(1) 官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間で、以下のような情報が交換されると、官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある。

- ・ 本件官民競争入札の予定価格に関する情報
- ・ 民間事業者の応札状況に関する情報
- ・ 民間事業者の提出書類(入札書及び企画書)に関する情報
- ・ その他本件官民競争入札に関係する情報であって民間事業者に公表されない情報等官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある情報

このような情報の交換を官内部において遮断するため、以下のような措置等を講じること。

① 「官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員」と、これとは別の職員である「官民競争入札に参加する事務を担当する職員」を特定すること。

② 「官民競争入札実施要項」の決定以降は、上記職員のそれぞれの間で上記の情報の交換を

禁止する旨の措置を大臣からの職務命令として定めること。

③ 官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員において、以下のような措置を講じること。

イ 上記情報の開示・漏洩を生じないような執務場所の配置。

ロ 情報管理（電子媒体）に関し、アクセス権の制限等による保全措置の実施。

ハ 情報管理（紙媒体）に関し、施錠のできる書庫その他これと同程度の情報保全を行うことができる場所への保管、施錠等必要な措置の実施。

(2) 上記情報の交換があった場合には、国の行政機関等は、これに関与した職員に対し職務命令違反や守秘義務違反による懲戒処分を行う等の必要な対応をとるものとする。

また、これらの措置の遵守を担保するため、入札結果に影響を与え得る上記情報の交換があった場合には、国の行政機関等の長等の参加を認めない新たな民間競争入札を実施すること等をあらかじめ定めること。

8. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第9条第2項第7号及び第4項、第14条第2項第6号及び第4項）

(1) 実施要項において、対象公共サービスに関する従来の実施状況の情報を開示するのは、入札に参加する者が、事業の過去の実績を数量的な面を中心として正確に理解することによって、より一層サービスの質の維持向上及び経費の削減につながる提案を行うことを可能にすることを主たる目的としている。このため

① 「従来の実施に要した経費」、「従来の実施に要した人員」、「従来の実施に要した施設及び設備」、「従来の実施における目的の達成の程度」について、可能な限り複数年の情報を提供すること。

② 特定の年に生じた特殊要因による変動や、繁忙により生ずる対応などの実態等について適宜説明を加えること。

③ 必要な情報を実施要項に記載して公表することに加えて、対象公共サービスを実施している現場での説明会の開催、関連資料の閲覧許可などの対応も積極的に行うこと。

等、入札参加希望者に適切に情報が伝わるよう配慮すること。

(2) 従来の実施における目標の達成の程度を開示するとともに、従来の実施体制（組織図等）や実施方法（業務フローや業務区分表、業務方法書や仕様書）についても併せて開示すること。

また、「9. 公共サービス実施民間事業者を使用させることができる国有財産に関する事項」に関する国有財産（設備・備品等を含む）及び民間事業者の設備・備品等（民間事業者が持ち込んだ場合に限る）の維持管理の経費の分担方法及び従来の実績について、具体的に開示すること。

なお、詳しくは「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」（平成26年5月21日官民競争入札等監理委員会決定）参照。

9. 公共サービス実施民間事業者を使用させることができる国有財産に関する事項（法第9条第2項第8号、第14条第2項第7号）

(1) 民間事業者を使用させることのできる国有財産（庁舎や機器など）を具体的に示すこと。

① 経費負担などの使用条件を定めること。

② 必要に応じ、国有財産である設備のレイアウトの変更、民間事業者による設備や機器の持ち込み等について規定し、それらの場合の条件等（契約期間終了後の原状回復等）を定めること。

- (2) 官民競争入札等の結果、民間事業者に対象公共サービスの実施を委託する場合に、当該民間事業者が当該対象公共サービスを実施するために用いる庁舎等の行政財産については、従来の国の事務事業の民間委託の場合と同様、法第 20 条の規定に基づく契約で定めるところにより、委託契約に基づき民間事業者を使用させることができる。
- (3) 民間事業者が、対象公共サービスの実施のため使用することを許された庁舎等の行政財産の一面を用いて、附帯的な収益事業（例えば売店の設置）など、受託した対象公共サービスの実施以外の業務を行う場合においては、当該行政財産の用途又は目的に反しない限度において、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）の規定に基づく使用許可を受ける必要があることに留意すること。

10. 国の行政機関等の職員のうち、第 31 条第 1 項に規定する対象公共サービス従事者となることを希望する者に関する事項（法第 9 条第 2 項第 9 号）

官民競争入札の場合、入札の落札者として決定された民間事業者が、対象公共サービスに従事してきた職員の受入れを希望する場合の対応等について定めることなどが考えられる。

11. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項（法第 9 条第 2 項第 10 号、第 14 条第 2 項第 8 号）

基本方針に定められ、措置された法令の特例の内容について、必要に応じその運用も含め、具体的に記述すること。

12. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第 9 条第 2 項第 11 号、第 14 条第 2 項第 9 号）

以下の事項等について定めるものとする。

- (1) 報告等
 - ① 民間事業者が適正かつ確実に業務を実施しているかどうかについて、国の行政機関等が把握するため、原則として定期的な報告を求めるとし、報告の内容、頻度、報告様式その他報告の方法について定めること。なお、業務日誌（日報）については、日ごとにモニタリングする意義のある対象公共サービスの場合を除き、報告等を求めることはせず、常に閲覧できる状態で保管するよう定めればよい。
 - ② 報告等を踏まえて対象公共サービスの実施状況に関し、国の行政機関等と民間事業者が行う情報交換・協力・連携の具体的方法等について定めること。
- (注) 対象公共サービス実施中に、委託元である国の行政機関等から民間事業者個別に指示を下したり、委託元の事前承認を求めたりする規定を設けないこと。業務の性質上、やむを得ずそうした指示等を行う場合でも、委託元が民間事業者の従業員を直接指揮命令することは避けること。
- (2) 秘密を適正に取り扱うための措置

民間事業者が対象公共サービスの実施に当たって入手することとなる個人や企業の秘密を適正に取り扱うための措置として、目的外利用の禁止、内部管理体制の確立、入手した個人情報等の破棄手続などについて定めること。
- (3) 再委託

事業の全部を一括して再委託することの禁止等について定める。一部について再委託を認

める場合は、以下の事項を定めること。(基本方針第2章第2節3(3)参照。)

イ 再委託を行うことの合理性・必要性、再委託先の履行能力、再委託先からの報告徴収など、再委託に関しあらかじめ企画書において提案するよう定めること。

ロ 企画書で提案した再委託先の変更や契約締結後の新たな再委託の実施等を認める場合にも、あらかじめ委託元である国の行政機関等の審査・承認を受けるよう定めること。

ハ 再委託された業務に関する責任を明らかにするため、再委託先の責めに帰すべき事由を対象公共サービスの実施者の責めに帰すべき事由とみなすこと等について定めること。

(4) 契約の変更及び解除

企画書で提示した業務従事者の変更など、契約を変更する場合の要件や手続について定めること。事業内容や業務量などに変動が生じることが予期される事業については、可能な限り具体的な契約変更事由をあらかじめ定めておくこと。

契約解除については、解除要件のほか、必要に応じ、契約解除した場合の委託費の支払いや違約金、損害賠償等についても定めること。

13. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項(法第9条第2項第12号、第14条第2項第10号)

(1) 民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合について、以下の事項等について定めること。

① 国が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができること。

② 当該公共サービス実施民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができること。

(2) 民間事業者が賠償、求償に応ずる義務を履行することができるよう、民間事業者に保険加入を求めることも、業務の内容等によっては検討すること。

14. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項(法第9条第2項第13号、第14条第2項第11号)

(1) 法第7条第8項の規定に基づく、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方に関する総務大臣の評価が的確に実施されるよう、基本方針第2章第5節2①のとおり、対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの実施状況に関する調査を行い、当該結果を総務大臣等に提出することとしている。実施要項には、以下の事項等について定めること。

① 調査の時期

当該調査については、実施期間終了時から開始するのではなく、当該実施期間終了時において速やかに次の段階に移行し、新たな官民競争入札等によって決定された者が事業を切れ目なく引き継ぐことができるよう、適切な時期から開始することを原則とする。

② 調査の方法等

イ 調査の実施方法として、対象公共サービスの達成水準の実績等を検証する上で必要な事項を調査項目として示すこと。また、調査方法として、実施要項中に示した報告等を活用することや別途民間事業者やサービス利用者への聞き取り等を行うことなどを定めること。

ロ 民間事業者による対象公共サービスの達成水準の維持向上や経費の削減の観点から効果を上げているか否かを測るため、必要に応じ、当該対象公共サービスの実施状況を、実施要項中に示された従来の実施状況とともに分析することや、民間事業者が業務を実施している場合には、同時期に国の行政機関等が直轄で実施している同様の業務の実施状況とともに分析することについても定めること。

ハ 実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示において、対象公共サービスに直接従事していた人員が記載されている場合については、国の行政機関等による経費削減の観点から効果を上げているか否かを測るため、必要に応じ、当該人員の削減状況を分析することについても定めること。

- (2) 契約期間の終了により、官民競争入札等を新たに行う場合は、既実施の実績の評価の結果を踏まえ、必要に応じて、実施要項に定める調査項目等の見直しを行うこと。
- (3) なお、評価において、法の対象から外し、国の行政機関等の責任において入札・契約を行うこととするプロセス（市場化テスト終了プロセス）の対象とする事業及び官民競争入札等監理委員会の関与を軽減し、国の行政機関等の自律的な入札・契約に委ねる新たなプロセス（以下、「新プロセス」という。）の対象とする事業については、事業の実施期間の終了時において速やかに次の段階に移行できるよう適切な時期に、国の行政機関等が「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）に基づき実施状況報告を作成の上、総務省に提出すること。

15. その他

- (1) 対象公共サービスを実施することに伴い民間事業者が負う可能性がある主な責務や負担をあらかじめ説明しておくことが望ましい。このため、法に基づく義務等（守秘義務、みなし公務員規定、国の行政機関等の監督規定、法令の特例として定められる規制等）の内容や、会計検査院の会計検査の対象となり得ること等を記載すること。
- (2) 入札プロセス等の透明性、中立性及び公正性を確保する観点から、実施要項案の作成、落札者決定のための評価及び法第7条第8項に規定する評価などの場合において外部有識者を含む評価委員会を活用することが望ましい。そうした場合には、実施要項中の適切な箇所に、評価委員会の権限やメンバー構成について記載すること。官民競争入札など第三者性を特に確保する必要があると考えられる入札の場合には、評価委員会のメンバーの過半数を外部有識者とするなどの措置をとることが望ましい。

(注) 官民競争入札等監理委員会では、対象公共サービスの市場化テスト終了及び新プロセスへの移行の可否を判断するに際し、国の行政機関等において、実施状況報告についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（評価委員会等）を備えている、若しくは、評価委員会等を設けることが予定されているかどうか、基準の一つとなっていることに留意が必要である。
- (3) 入札が不落になった際の再公告に当たり、民間で実施することとしていた業務の一部を国で実施する旨の実施要項の変更を行うときは、官民競争入札等の制度の趣旨を損なわないよう慎重に判断する必要がある、少なくとも下記の基準を全て満たす必要がある。また、次期の

実施要項の作成に当たっては、当該変更後の実施要項を前提とすることなく、引き続き官民競争入札等の対象業務の拡大に努めること。

- ① 国で実施することとされた業務が対象業務のうち主要な業務ではなく、事業全体に占める割合が小さいものであり、国で実施したとしても、公共サービスの質に影響を及ぼさず、経費が民間委託で予定していた金額よりも増加しないこと。
 - ② 競争性を確保するため、民間事業者の準備・引継期間の十分な確保に努めるとともに、入札に係る提出書類等の簡素化を図るなど、民間事業者の負担とならないような措置を講じていること。
 - ③ 安値落札による委託費を前提とすることなく、適切な積算に基づき予算要求を行ったが、予算査定等のやむを得ない事情で予算が確保できなかったなど、国の行政機関等の十分な取組が認められること。
- (4) 新プロセス移行後の実施要項についても、基本的に、従来の実施要項を承継する（手続の簡素化等に伴う変更や見直し等を除く）こととしていることから、本指針、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」及び「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」に基づき作成すること。
- (5) 官民競争入札等監理委員会における審議資料は、会議開催後に総務省ホームページで公表されることから、実施要項案等の審議資料の作成に際しては、情報セキュリティ上の機微情報等、事業運営に支障を及ぼす恐れがある情報を記載することがないように留意すること。

<別紙資料>

別紙1：実施要項標準例（施設の管理・運營業務）

別紙2：実施要項標準例（試験実施業務）

別紙3：実施要項標準例（統計調査業務）

別紙4：実施要項標準例（OA関係(LANの運用管理)）

別紙5：総合評価落札方式以外の落札者決定方式の適用（平成23年9月26日官民競争入札等監理委員会決定）

(別紙1～4を参考とする上での留意点)

1. 当該標準例は過去の事例を参考に策定したものであり、具体的な実施要項案の作成に当たっては、対象公共サービスの特性や入札の対象とする業務範囲等の個別の事情を反映させる必要がある。
2. 契約期間の終了に合わせ、再度、官民競争入札等を行う場合には、入札結果や事業の実施状況等を踏まえ、総合評価落札方式における評価項目・得点配分等の見直しを行うことが必要である。

以上